

陵門会 育英会基金 規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山大学ウエイトトレーニング部を卒部した陵門会員(本人)が逝去した場合、その子女に対して、返済不要の給付型奨学金を陵門会育英会基金から給付することで、そのご遺族が大学進学に向け、勉学に注力できる環境作することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 岡山大学ウエイトトレーニング部を卒部した陵門会員(本人)が逝去し、その時点で本人の子女が 18 歳未満であったことが確認でき、岡山大学ウエイトトレーニング部陵門会に対して大学進学を希望すると意思表示を行った者。

2. 給付型奨学金の給付決定については、陵門会長の承認を必要とし、定時総会にて、その結果を報告する。

(給付額及び期間)

第3条 給付型奨学金の給付額は、上限を30 万円とし、1 回を限度とする。

2. 給付型奨学金は、指定された子女の口座に 一括で振り込むものとする。

(手続き)

第4条 この規程に定めるもののほか、給付型奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

(規定の改廃)

第5条 この規程の改定は、岡山大学ウエイトトレーニング部陵門会の総会にて行う。

附 則 この規程は令和4 年(2022年)1 月 9 日から実施する。

以上